

広島市消費生活センターだより

テレビショッピングでのトラブル “テレビ広告では良く見えても実物とは違うかも”

- ・衣類のサイズが合わない
- ・アクセサリーが印象よりも小さかった
- ・モバイルバッテリーを購入したが、よく考えたら不要だった
- ・定期購入を勧められ、断ったのに定期購入になっていた



この放送をご覧の方
だけの特別価格！
今すぐお電話ください！

アドバイス

消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン



テレビ広告だけでなく、注文の電話でもよく確認！

- テレビ広告の情報だけではなく、電話口でも商品についてよく確認しましょう。
- 返品・解約の可否、条件の説明を見逃しているかも！注文の電話でよく確認しましょう。
- 意図せず定期購入になっていないか確認しましょう。定期購入が不要ならばつきり断ることも大切です。
- 商品を次々購入し、支払いが滞っているなどの相談を見聞きしたら、家族などから事業者へ相談するとともに、福祉サービスの利用も検討しましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間：10時～18時

休館日：火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、
もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月～金曜日 9時～17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。

